

よくあるご質問

【講習内容と受講対象者に関すること】

問：専従警戒要員として警戒船に乗船するためにはどちらの講習を受講すればよいですか。

答：業務講習を受講して下さい。

問：管理講習とは、どのような方が受講するのですか。

答：警戒業務管理者として業務に就く場合には、管理講習を受講して下さい。

※警戒業務管理者とは、警戒業務全般の調整、業務実施に必要な情報収集、伝達等を行う者で、工事施工者の必要に応じて配置されます。

問：管理講習と業務講習は同日に受講出来ますか。

答：同日受講できます。

問：管理講習のみ受講することはできますか。

答：令和8年度から管理講習の受講条件として『業務講習を受講していること』が追加されました。よって、過去に業務講習を受講している方及び今回業務講習を受けられる方は、管理講習を受講いただけます。

問：小型船舶操縦免許証等海技免状を受有していないのですが受講できますか。

答：受講できます。

問：六管区の管轄区域外に居住（勤務）していますが、受講できますか。

答：受講できますが、六管区内の在住者、又は管内で勤務されている方を優先して受付するため、管内在住者、又は勤務者で定員に達しなかった場合のみの受付となります。

問：来年度の開催場所や開催日時はいつごろ決まりますか。開催日時が決まったら電話やFAX、メール等で教えてもらうことは出来ますか。

答：毎年4月以降に調整を行い、決まった事項からホームページに掲載しています。個別に開催日時などはお知らせしておりませんので、定期的にホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

問：受講証明書はいつもらえますか。

答：当日、講習会終了後にお渡しします。なお、氏名、生年月日に誤りがあった場合には、当日のお渡しができないことがあります。

問：未成年の学生は受講できますか。

答：ご両親の承諾を受けていることが前提となりますが、15歳未満の義務教育を受けている方におかれましては、義務教育が憲法で規定する国民の教育を受ける権利を保障し、個人の個性や能力を伸ばし、人格を高めるという大きな役割を担っていることから、講習会の受講を控えていただいております。講習会は、年に数回開催しており、卒業後も受講できる機会が多くありますので、ご理解いただけますと幸いです。

また、通っている学校において就労等を認めていない場合などもありますので、担任の先生等と十分に話し合い、講習会の受講を検討していただくようお願いいたします。

問：日本語の読み書き又は会話ができないのですが、受講できますか。

答：警戒船に乗船し、警戒業務に従事する者は、通常の船舶の運航に必要なとされる知識、能力のほか、警戒業務を的確に遂行するための知識、技能が必要です。

警戒船講習会では、必要となる知識を受講者に付与するために実施するものになりますので、本講習会の内容を十分理解できるような措置（通訳を同行させる等）を講じていただければ受講していただけます。

ただし、実際に警戒業務に従事する際は、他船との意思疎通やコミュニケーションをとらなければならないシチュエーションが多々ありますので、日本語の読み書きや会話が困難な方は、警戒船業務に就くか慎重に判断いただくとともに他船との意思疎通やコミュニケーションが確実にとれるような措置を講じていただきますようお願いいたします。

【申込方法に関すること】

問：郵送による申し込みはできないのですか。

答：令和8年度から原則オンライン申請による申し込みのみとなりますのでご了承ください。

問：オンライン申請ができない者（携帯電話やパソコンを持っていないなど）はどうすればよいですか。

答：通信環境等の理由によりオンラインシステムによる申請が困難な方は、第六管区海上保安本部交通部航行安全課若しくは最寄の海上保安部にご相談ください。

【警戒船の配備に関すること】

問：警戒船の配備等について基準はありますか。

答：平成25年4月1日に「海上における工事作業等の警戒船の配備等に関する指針」が施行されました。詳しくは以下のリンク先からご確認いただけます。

[（行政指導の詳細、工事作業等の警戒業務の手引き【海上保安庁交通部航行安全課へリンク】）](#)

【受講証明書の再発給に関すること】

問：講習会の申し込みをオンラインで行った者が再発給手続きを行う場合、どのようにしたらよいですか。

答：令和7年度以降オンラインで受講申込を行い講習会を受講された方は、マイページにていつでも受講証明書を確認することができるため、再発給の申請は必要ありません。必要に応じてご自身で印刷していただくことが可能です。

問：過去に紙申請で申し込んだ者が再発給手続きをする場合、どのようにしたらよいですか。

答：令和8年度からはオンライン申請によりお手続きください。オンライン申請はシステム上で処理が完結でき、再発給以降いつでもマイページにて受講証明書を確認することができます。

注：システム上で電子的に受講証明書を交付していることから、申請者自らが印刷を行っていただくこととなります。（紙に印刷した受講証明書は再発給されません。）

【受講証明書の公印に関すること】※令和7年4月以降、受講証明書の公印を廃止しました。

問：どうして受講証明書の公印を廃止したのですか。

答：公印押印事務の簡素化、効率化及び警戒船講習会のデジタル化等の理由から、警戒船講習会の受講証明書の公印を廃止することとなりました。

問：公印を廃止して受講証明書としての効力はあるのか。

答：公印の有無にかかわらず、受講証明書としての効力に変わりはありません。

問：公印がないのであれば、偽造などの問題があるのではないか。

答：警戒船講習会の受講証明書については、海上保安庁において、過去の分も含め、受講番号や氏名等で厳格な管理を行っており、偽造にも対応が可能となっております。

問：公印を押してほしい場合は対応してくれるのか。

答：令和7年度以降は公印を廃止しますので、特定の方のみに公印を押印するような対応は行いません。

問：過去に公印のある受講証明書をもっていた場合で、再発給申請を行った場合は公印が押印されるのか。

答：過去に公印のある受講証明書を持っていた方が、紛失等の理由により改めて再発給申請を行った場合、再発給する受講証明書には公印の押印はありません。

問：企業側が公印のないものを認めてくれない場合はどうしたらよいか。

答：令和7年度以降は公印を廃止しており、その旨をホームページにおいても公表しています。そのため、公印がない理由を丁寧に企業側にお伝えいただくとともに、それでも納得いただけないようであれば海上保安庁にお問い合わせください。